

三重県営松阪野球場施設管理業務委託仕様書

公益財団法人三重県体育協会（以下、「本協会」という。）が三重県から指定管理者の指定を受けて管理する三重県営松阪野球場（以下、「野球場」という。）の施設管理業務委託に関する仕様について、下記により定める。

業務を行うにあたっては、契約書、本仕様書及びその他関係法令を遵守しなければならない。

1. 目的

本委託業務は、本協会が管理運営を行う野球場において、設備性能を十分発揮させ、常に安全で最適な環境状態を保つため、適切な管理及び保守管理を行い、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう管理運営することを目的とする。

2. 履行場所

〒515-0054 松阪市立野町 1370 番地 中部台運動公園内
三重県営松阪野球場

3. 委託期間

2019年4月1日～2024年3月31日

4. 休業日

(1) 毎週月曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は除く。）

(2) 休日の翌日（この日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 12月29日～1月3日

(4) その他三重県又は本協会が定める日

※ ただし、上記はあくまでも予定された休業日であり、開場日及び開場日時を変更する場合がある。

5. 施設概要

三重県営松阪野球場施設概要

所在地：〒515-0054 松阪市立野町 1370 番地

敷地面積：23,630 平方メートル 建面積 515.25 平方メートル（鉄筋コンクリート造 2 階建）

1 階 延 469.69 平方メートル（事務室、会議室、更衣室、シャワー室、トイレ、倉庫、機械室、本部席）

2 階 延 144.04 平方メートル（通路・階段）

屋上 メインスタンド 537.19 平方メートル

芝生スタンド 8.971 平方メートル

グラウンド 13.787 平方メートル 両翼 92.8 メートル、ホーム・センター間 120 メートル

6. 業務概要

定期保守点検業務

野球場における各設備を関係法令及びメーカー点検基準に則し、合理的かつ十分な保守点検を実施し、各設備を良好な状態に保持するものとする。

なお、定期保守点検を実施するにあたり、再委託する場合は委託者の承認を受けるものとし、関係法令等により点検事業者等の規定がある場合は法令を遵守し、法令に則した事業所であることを証明する書類を再委託申請書（受託者任意様式）に添付すること。

(1) 業務内容

別紙【保守点検設備】について、実施周期及び基準（点検項目）に沿って、適切に定期保守点検業務を行う。ただし、法令等により周期点検、点検項目及び内容が規定されている場合は関係法令を遵守し定期点検を実施すること。

点検の結果、修理や設備が必要な場合は、委託者と協議のうえ調整・修理目交換等を実施すること。

- ・ 保守点検設備について異常等が発生した場合は、技術員を派遣し対応すること。
- ・ 保守点検業務の実施にあたっては、委託者と打ち合わせのうえ、野球場の業務に支障がないようにすること。
- ・ 本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議をすること。

(2) 点検設備

- ① 浄化槽保守点検
- ② 消防設備保守点検

7. 守秘義務

(1) 受託者及び従事者は教務の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は従事者が業務上知り得た秘密を他に漏らさないよう指導・監督するとともに従事者の服務規律の徹底に努めなければならない。

8. 特記事項

本仕様書は平成31年1月末日現在の施設概要及び関係法令に基づく仕様であるため、委託期間内に施設概要及び法改正等により業務内容に変更が生じた場合は委託者と協議を行うものとする。

【保守点検設備】

区分	項目	内容	数量	単位	実施周期
浄化槽	保守点検	技術管理	1	式	14日に1回
		水質検査 (A)	1	式	年6回
		水質検査 (B)	1	式	14日に1回
		法定検査	1	式	年1回

消防設備	外観機能点検	自動火災報知設備	1	式	総合点検年1回 外観機能点検年1回
		非常警報設備	1	式	
		誘導灯設備	1	式	
		消火器	1	式	

注) 浄化槽法による清掃(汚泥引抜等)に関しては、業務外である。

【保守点検項目及び基準】

区分	点検内容及び基準
浄化槽	<p>○技術点検 浄化槽法第8条を遵守した点検を行う</p> <p>○水質検査 (A) 外観、臭気、透明度、pH、生物化学的酸素消費量 (BOD)、 化学的酸素消費量 (COD)、懸濁物質 (SS)、塩化物イオン (Cl)、 大腸菌群数 (1ml)、残留塩素 (OCl)、全窒素、全りん、 ノルマルヘキサン抽出物質 ※水質汚濁防止法第14条第1項に基づく</p> <p>○水質検査 (B) COD、窒素含有量、りん含有量 ※水質汚濁防止法施行規則第9条の2に基づく検査 ただし、水質検査 (A) で項目を羅列していない項目のみの実施も可とする。</p> <p>○法定点検 浄化槽法第11条の点検項目による</p>

区 分	点検内容及び基準
消防設備	<p>○総合点検</p> <p>○点検</p> <p>○機能点検</p> <p>○法令に基づく報告について官公署への手続き 各点検内容及び報告内容については消防庁告示で定める基準及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第2節の基準により、実施すること。</p>

5. 各設備

浄化槽設備	処理対象人数	BOD 処理性能
	100 人槽	20 mg/ℓ
消防設備	自動火災報知機	
	【能美防災株式会社 型式-FAP228】	
	非常警報装置	
	【松下通信株式会社 型式-WK-850A】	